令和6年度 経営所得安定対策等のあらまし

令和6年度の主な変更点

① 産地交付金(県設定)助成内容の見直し

- ・新市場開拓用米の生産性向上の取組に対する助成、高収益野菜(拡大分)助成及び契約栽培加算の支援単価を見直しました。
- ・新市場開拓用米の省力技術取組助成を廃止しました。
- ・飼料用米(多収品種)の複数年契約助成、複数年契約定着助成については、多収品種の種子が十分確保されたことから、これまで特例としてきた一般品種での取組への交付を廃止します。

② 産地交付金(国設定)助成内容の見直し

・産地交付金(国設定)の新市場開拓用米(輸出用米)に対する複数 年契約について、コメ新市場開拓等促進事業で採択されたもののみ が対象となります。

③ 飼料用米の一般品種への支援の見直し

- ・一般品種での飼料用米の取組に対する数量払について、令和6年産 は標準単価7.5万円/10a(5.5~9.5万円/10a)に引き下げ られました。
- ※一般品種:多収品種(えみゆたか、ゆたかまる(特認))以外の品種

④ 新市場開拓用米新規拡大支援事業(県単)の新設

・新市場開拓用米(輸出用米)の新規作付拡大分に対し、県独自の支援を行います。

⑤ 畑地化促進事業(国庫)の支援単価の見直し

・高収益作物(野菜、果樹、花き等)への支援単価が畑作物と同額の 14.0万円/10aに引き下げられました。

令和6年3月 青森県農業再生協議会

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【対象農地】 水田、畑地 【対象者】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (規模は要件としません)

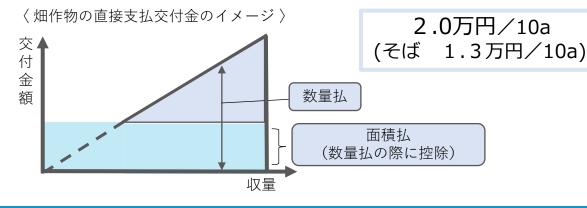
数量払

交付単価は品質に応じて増減

	令和5年~7年産の平均交付単価		
対象作物	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価	
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	
大 豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg	
そ ば	16,720円/45kg	17,550円/45kg	
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg	

面積払 (営農継続支払)

当年産の作付面積に応じて交付



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

【 対 象 者 】 認定農業者、集落営農、認定新規就農者 (規模は要件としません)

※ 米の場合

集出荷業者へ出荷する場合:令和6年6月30日までに事前契約が必要です。 直接販売する場合:令和6年6月30日までに販売計画の作成が必要です。

【支援内容】 米、麦、大豆を対象に、収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補てんします。

※ 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるため、農業共済とのセット加入がお勧めです

【 積 立 金 】 補てんの財源は、加入者と国が 1 対 3 の割合で負担 します。

※ 収入保険とは重複加入できません。また、積立金は掛け捨てではありません

-1-

水田活用の直接支払交付金における 交付対象水田の見直し

令和4年度以降、5年間で一度も「水張り」が行われない水田は、 令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となります。

「水張り」とは、主食用米のほか、飼料用米や加工用米、WCS用稲などの水稲を作付することです。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- 1 たん水管理を1か月以上行う 降雨や雪解け水など天水によるたん水及び部分的なたん水は認められません。
- 2 連作障害による収量低下が発生していない ほ場ごとに過去5年間の収量と比較して確認します。
- ※災害復旧や基盤整備等の対象で、水稲の作付けが困難な場合は、 5年間で一度も水張りが行われない場合であっても交付対象から 除外されません

水稲の作付以外での「水張り」は、地域農業再生協議会の確認が必要です。事前に地域農業再生協議会に連絡してください。

また、担い手も含めた地域の水田利用や計画的な「水張り」が行われるよう、地域の農業者で話合いを進めましょう。

このチラシに関するお問い合わせは

 青森県農林水産部農産園芸課
 017-734-9479

 青森県農業協同組合中央会
 017-729-8762

東北農政局青森県拠点地方参事官室 017-777-3512

または、関係する市町村、JA等までお願いします。

水田活用の直接支払交付金

【対象者】販売農家、集落営農

戦略作物助成

対象作物	交付単価(10a当たり)
麦、大豆、	3.5万円
飼料作物	(多年生牧草について、当年産において、は種を行わず 収穫のみを行う年は、1.0万円)
WCS用稲	8.0万円
加工用米	2.0万円
飼料用米、	数量に応じ5.5万円~10.5万円
米粉用米	(一般品種での飼料用米の取組は5.5万円~9.5万円)

<一般品種での飼料用米の取組に対する支援について>

令和6年産から8年産にかけて、一般品種での飼料用米の取組に対する交付単価が段階的に引き下げられます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一 般 品 種	数量に応じて、 5.5万円〜 <mark>9.5</mark> 万円/10a (標準単価 <mark>7.5</mark> 万円/10a)	数量に応じて、 5.5万円〜 <mark>8.5</mark> 万円/10a (標準単価 <mark>7.0</mark> 万円/10a)	数量に応じて、 5.5万円〜 <mark>7.5</mark> 万円/10a (標準単価 <mark>6.5</mark> 万円/10a)

※多収品種(えみゆたか、ゆたかまる(特認))での飼料用米の取組は、従来どおり数量に応じ5.5万円~10.5万円/10aとなります

畑地化促進事業

【対象者】販売農家、集落営農

① 畑地化支援

水田を畑地化して、ア.高収益作物及びイ.畑作物(高収益作物以外)の本作化に取り組む農業者を支援します。

- ② 定着促進支援
 - ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を 5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物(高収益作物以外)

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物(麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	畑地化支援単価	定着促進支援単価
・高収益作物 (野菜、果樹、花き等)・畑作物 (麦、大豆、飼料作物等)	•	2.0(3.0)万円/10a×5年間 または10.0(15.0)万円/10a一括払 ※()内単価は加工・業務用野菜等の場合

- ※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を指します
- ※2 令和6年度における取組が対象です
- ③ 土地改良区決済金等支援

令和6年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、 畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区 の地区除外決済金等を支援します。(ただし上限25万円/10a)

新市場開拓用米新規拡大支援事業(県単)

【 対 象 者 】 販売農家、集落営農

新市場開拓用米(輸出用米)の新規作付拡大分に対して支援します。 また、国による本支援と同額の追加的支援を行う都道府県連携型助成 に申請する予定であり、採択された場合、合わせて1万円/10aの支援 を見込んでいます。

対象作物	交付対象面積	交付単価(10a当たり)
新市場開拓用米	作付面積の	E 000001714
(輸出用米)	新規拡大分	5,000円以内

- ※交付単価は目安であり、取組実績により単価が変更となる場合があります
- ※今後、国と協議を行うため、要件が変更となる場合がありますが、7月頃には 各地域農業再生協議会へお知らせする予定です

産地交付金

【県段階】

今後、国と協議を行うため、内容が変更となる場合があります。

	対象作物等		要件	単価(10a当たり)
県 設 定	複数年 飼料用米 契約助成 (多収品種) 複数年 契約定着助成	・3年以上の複数年契約(令和5年からの継続分) ・多収品種・生産性向上の取組	8,000円	
			・3年以上の複数年契約(令和6年からの新規契約分)・多収品種・生産性向上の取組	8,000円
	大豆(拡大分)		作付面積の新規拡大 【要件】主食用米以外の水稲への輪作を実施 (前年大豆作付ほ場の2割以上)	9,000円
	子実用とうもろこし (飼料用・拡大分)		・作付面積の新規拡大	9,000円
	新市場開拓用米 (輸出用米等)		・生産性向上の取組	8,000円
	高収益野菜(拡大分)		・取組面積の8a以上の拡大・新規	22,000円
		契約栽培加算	・契約栽培に取り組んだ場合に加算	加算額 13,000円
国設定	そば、なたね、 新市場開拓用米 (基幹作)		_	20,000円
	新市場開拓用米 (複数年契約)		・3年以上の複数年契約(令和6年からの新規契約分)・コメ新市場開拓用米等促進事業で採択された者を対象	10,000円

※<u>県設定の単価については、目安の単価であり、予算の配分や本県の取組実績により、単価が変更となる場合があります</u>

【地域段階】

地域ごとの対象作物や交付単価、取組内容は、関係する市町村・JA 等にお問い合わせください。

畑地化促進助成

・子実用とうもろこし支援(1万円/10a) 水田農業高収益化推進計画が策定されている産地における子実用と うもろこしの作付面積に応じて支援します。